

●平成22年度 監査テーマ 公の施設の管理運営及び指定管理者の事務の執行について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

I. 公の施設の施設運営について

2. 指定管理者制度の導入施設について

No.	項目		監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応
1	共通事項	指定管理者の財務健全性について 〔報告書32ページ〕	財務健全性の分析については、分析範囲や分析手法の選択などにより、その深度が深くなっていくため、指定管理者制度を総括する課が、市としての方針を定め、必要であれば専門家の活用を検討するなど、所管課が行う財務健全性の検討をサポートする仕組みを構築することも有用である。	行政改革部	指定管理者の業務継続能力に係る財務健全性については、「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」(平成29年3月策定)に基づき、指定管理者の選定時において財務状況を確認するとともに、定期モニタリング時において、財務書類等の提出を求めるなど、指定管理者の財務状況が継続的、安定的にサービスを提供できる状態にあるかについて確認することとした。
2	やすらぎの杜	使用料について 〔報告書34ページ〕	市民利用者と市民以外の利用者で異なる料金設定を行っているため、指定管理者と葬儀業者が結託することにより、使用料が不正に回収される可能性がある。市の歳入管理については、利用者が市民であるか市民以外であることを確認する証憑を入手し、不正利用がないことを確認する必要がある。	衛生管理課	市内料金利用者のうち死亡者及び利用申込者が市外住所でないことを確認するため、3日に1人をランダムに抽出し、住民基本台帳と照合することで使用料の不正回収をチェックしています。
3	枚方市立総合福祉会館(ラポールひらかた)	指定管理者の財務健全性について 〔報告書40ページ〕	所管課は、毎年、指定管理業務の実施実績報告書における決算内容は把握している。しかし、同一の所管課内において、指定管理者の財務健全性の情報が指定管理者のモニタリング担当者とは十分に情報共有がなされていなかった。所管課は各事業年度には指定管理者の財務健全性の分析などを共有し、指定管理者の事業の継続性を検討すべきであると考えられる。	福祉総務課	指定管理者の業務継続能力に係る財務健全性については、平成29年3月に「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」が示されたところであり、今後、これを踏まえ、適切に対応していく。
4		平成18年度から平成20年度に購入された物品の取り扱いについて 〔報告書43ページ〕	平成18年度から20年度に指定管理料で購入した物品について、市の所有資産か、指定管理者の所有資産であるかが不明確となっている。当初の協定書で取り扱いを決めていないことが問題であり、少なくとも指定管理の期限が終了する際には明確にしておくべき事項であったと考えられる。当該物品の取り扱いについては、早急に取り扱いを検討する必要がある。	福祉総務課	今後の取り扱いとして指定管理料で購入した備品については市の所有とする旨を確認した。
5	枚方市総合福祉センター	物品番号の付与 〔報告書43ページ〕	指定管理者への貸与備品については、当該一覧表と現物の照合は行われていたが、品名と場所から判断しており、台帳と現物の照合を明確に行えるように、管理簿に物品番号、品目、保管場所を明確にするとともに、各物品には物品番号を付したシールを添付すること等により適切に管理すべきである。	福祉総務課	指定管理者と協議を行い、管理簿に物品番号、品目、保管場所を明確にするとともに、すべての貸与備品について、H23年度中に物品番号を付したシールを添付した。
6		物品の区分けについて 〔報告書44ページ〕	視察の際に物品を確認したところ、指定管理者への貸与備品と指定管理者所有の備品が明確に区分けされていなかった。平成18年度から平成20年度に購入された物品の取り扱いを解決したうえで、指定管理者への貸与備品と指定管理者の備品を明確にする必要がある。	福祉総務課	備品の区分けについて、指定管理者と協議を行い、シールの添付にあわせ、指定管理者への貸与備品と指定管理者の備品を明確にした。

No.	項目		監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応
7	枚方市総合福祉センター	指定管理者の財務健全性について 〔報告書45ページ〕	同一の所管課内において、指定管理者の財務健全性の情報が指定管理者のモニタリング担当者とは十分に情報共有がなされていなかった。指定管理者は公募ではあるが、申請団体が1団体であることにより競争原理が一定阻害されており、仮にモニタリングを実施しない場合は、指定管理者が事業の実態について適切に報告を行わない恐れがある。よって、所管課は各事業年度には指定管理者の財務健全性の分析などを共有し、指定管理者の事業の継続性を検討すべきであると考えられる。	福祉総務課	指定管理者の業務継続能力に係る財務健全性については、平成29年3月に「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」が示されたところであり、今後、これを踏まえ、適切に対応していく。
8	枚方市自転車駐車場	指定管理者の財務健全性について 〔報告書50ページ〕	公募においては複数の団体が申請する中、財務健全性が検討されている状況を鑑みると、今後も非公募で選定するならば、交通対策課と高齢社会室の間で、指定管理者たるシルバー人材センターの赤字の計上理由などの決算情報、財務健全性の分析などを共有し、指定管理者の事業の継続性を検討すべきであると考えられる。	交通対策課	高齢社会室の把握している決算情報、財務健全性の分析の説明をうけ平成23年度指定にあたり意見交換を実施し、自転車駐車場の事業計画、事業決算を高齢社会室と交通対策課が相互に確認しました。

## II. 公の施設の施設管理について

### 3. 個別施設

No.	項目		監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応
9		物品の現在高にかかるルール・マニュアルの未作成 〔報告書68ページ〕	現行の規則では、物品の年度末現在高の確認に関する手続について具体的な記載はなく、また、具体的な手続を定めたマニュアル等が作成されておらず、現状においては、物品の年度末現在高の確認については、それぞれ物品管理者が独自の方法で行っている。各施設所管課や指定管理者は各施設で使用する財産の管理に責任を負うことから、これら多岐にわたる現場で使用する物品の年度末現在高の確認に関する統一的なルールやマニュアルを作成するとともに、物品管理者に適切な指導を行い、現在高の確認作業が有効に行われるようにすべきである。	会計課	従来から例年4月に行っている「年度末備品現在高調べ」における通知文において、現物確認の上報告することを求めている。登録上の物品と現存の物品との間で差異が生じたことは一部現物確認がない状態での報告があったものと考えています。物品管理者に対し物品管理の重要性の認識の向上を図るとともに「年度末備品現在高調べ」とは別に現物確認の徹底について通知を行い登録物品の一覧により現物確認を行い一品ごとの確認結果の報告を求めました。
10	物品管理上の問題点	総合財務会計システムとの照合 〔報告書69ページ〕	平成18年度より、現行の総合財務会計システムで財産・物品管理が行われている。本来、施設ごとに現物の実在性を確認する作業を行った上で、実在する財産・物品管理のみ総合財務会計システムにデータ移行すべきであったが、その確認作業をせずに同システムを稼働させたため、財産・物品管理の観点から現物と台帳との照合ができないという不具合が生じている。できるだけ早いタイミングでこれらの財産・物品について現物と照合を行い、システムデータと現物との整合性と現物の実在性を確認すべきである。 また、同システム導入前から存在する財産・物品については、各施設別に把握できる場所情報を現行システムに登録し、現行システムによるシールの貼付を行うことで、現行システムでの現物との照合を可能にすべきである。	会計課	車両及び重要物品(取得金額50万円以上)について、平成22年12月から翌1月にかけて現物確認の徹底を指示し、その結果を受け登録内容の補正を順次行っています。(取得年月日、取得金額、所在場所等登録内容を含む) その他の物品についても平成23年4月に現物確認の徹底を指示しており、報告後、順次補正を行っていきます。
11	枚方公設市場サンパークおよび枚方公園青少年センター	備品の管理状況の確認 〔報告書80ページ〕	社会教育部の物品管理については所在地別の登録になっておらず、枚方公園青少年センターにあるべき備品が把握できない状況であった。 まず、台帳上で枚方公園青少年センターにあるべき物品を特定したうえで、その内容を確認する必要がある。 物品については、年一回現物と台帳を照合しなければならないため、それができる体制を整えることが肝要である。	社会教育青少年課 青少年センター	台帳上で枚方公園青少年センターにあるべき物品を特定し、当センターにて管理していることを確認した上で一覧表を作成しました。

No.	項目		監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応	
12	枚方公設市場サンパークおよび枚方公園青少年センター	施設利用料などの減免手続 〔報告書80ページ〕	<p>構成員の半数以上が22歳以下で構成されている市内の団体等一定の場合使用料が減免される。使用料の減免を受けようとする場合は、使用を開始するまでに使用料減免申請書を提出し、担当者は減免申請書の内容を確認し、減免料金を確定した後に使用許可書を発行することとなっている。</p> <p>12月以降の使用料の減免申請について状況を確認したところ、減免申請書が提出されていないにもかかわらず、使用許可書が発行されていた事例が1件あった。</p>	社会教育青少年課 青少年センター	減免申請書を確認した後、使用許可書を発行しているか職員間でチェック体制を整えるとともに、減免申請書と許可書のファイリングを確実にし、事後においても照合しやすい状態に改善しました。	
13	生涯学習市民センター	備品の管理状況の確認	牧野生涯学習市民センターについて 〔報告書86ページ〕	過去の備品台帳が失われていたため、牧野生涯学習市民センターにあるべき物品が確認できない状況であった。 このような状況では、年に一回求められている物品有高報告を適切に実施することができないと考えられるため、可及的速やかに、物品と総合財務会計システムとの照合を行い管理すべき物品を特定する必要がある。	生涯学習課	過去の備品台帳が失われているが、監査後、可及的速やかに、物品と総合財務会計システムとの照合を行い管理すべき物品を特定した。
14	市民交流センター	備品の管理状況の確認	登録状況について 〔報告書88ページ〕	市民活動課の物品管理については所在地別の登録になっておらず、市民交流センターにあるべき備品が把握できない状況であった。 まず台帳上で市民交流センターにあるべき物品を特定したうえで、その内容を確認する必要がある。 物品については、年一回現物と台帳を照合しなければならないので、照合可能な体制を整えることが肝要である。	市民活動課	市民活動課所管備品一覧内の備品所在名称に施設名を記載することで各施設ごとの備品が確認できるよう改善した。
15			破損した備品について 〔報告書89ページ〕	備品である姿見がひび割れた状態で集会室におかれていた。市の財政を鑑みると修繕の優先度は低いものの、衝撃が加わった際に、破損する可能性が高く、その際に利用者が破片でけがをする可能性があるため、使用方法や保管方法について留意する必要がある。	市民活動課	平成24年3月26日に新しい姿見を購入し、ひび割れがある姿見については廃棄処分した。
16	市民交流センター	施設利用料などの減免手続 〔報告書89ページ〕	<p>行政との協働による減免申請の場合の内容確認について、当該内容が確認できる書面等の添付がなく、過去の実績で減免されている例がみられた。</p> <p>また、体育協会のキングフィッシャーズスポーツクラブの事業に係る貸出時に、行政との協働として減免を実施していたが、当該事業は体育協会の自主事業であり、減免の要件を満たしていないにもかかわらず減免が行われていた。減免にあたっては、協働する所管課からの減免承認依頼等、減免の判断資料を確認するとともに、申請された事業内容が減免要件を満たしているかを確認する必要がある。</p>	市民活動課	事業内容を再確認し、スポーツ振興課とも協議した結果、平成23年度使用分より有料使用としている。	
17	輝きプラザきらら	定期検査結果への適時・適切な対応 〔報告書91ページ〕	<p>建築設備定期検査報告書を閲覧したところ平成19年11月25日分より最新のものまで継続して、非常用エレベーターホール系統の排煙ダンパーの温度ヒューズが本来280度の耐熱性を有すべきところ、72度の耐熱性しか有していないヒューズが使われているとの指摘を受けている。</p> <p>部品の取り換えで対応可能なことから、即座に対応を検討すべきである。</p>	総務管理課	平成22年12月8日、部品の取り換えを行い対応済みです。	